

(別紙)

参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年3月7日

北九州市長 北橋 健治

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

- ① 門司地区
- ② 東谷地区
- ③ 朽網地区
- ④ 曾根地区
- ⑤ 西中地区
- ⑥ 石田地区
- ⑦ 母原・引地地区
- ⑧ 安屋中谷地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年2月24日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

(単位：経営体)

区域（地区）名	法人	個人	集落営農（任意組織）
① 門司地区	1	6	0
② 東谷地区	1	5	0
③ 朽網地区	2	2	0
④ 曾根地区	1	12	0
⑤ 西中地区	1	13	0
⑥ 石田地区	1	3	0
⑦ 母原・引地地区	0	4	0
⑧ 安屋中谷地区	0	2	0

(別紙)

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない。(①、②、④、⑤、⑥、⑧の各地区共通)

担い手は十分確保されている。(⑦地区)

担い手がない。(③地区)

5. 農地中間管理機構の活用方針

・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構へ貸し付ける。(①～⑥、⑧の各地区共通)

・現時点では、農地中間管理事業は活用せず、各農業者が所有農地を耕作していく。(⑦地区)

6. 地域農業の将来のあり方

① 門司地区

・門司区の農業は高齢化、後継者難が著しい地区であり、将来的には農地の維持が困難になってくるのが予想されている。そこで、規模縮小する農家から地域の中心となる経営体に対して農地の集積を行い、水稻作付を中心に、野菜栽培による複合化、6次産業化を推進していく。

・また、後継者確保のため新規就農の促進を行っていく。

② 東谷地区

・中心となる担い手への農地の計画的な集積を行い、優良農地の維持と担い手の育成を図る。

・果樹栽培や小倉牛の肥育も行っているので、付加価値化を図っていく。

③ 朽網地区

・高齢化が進む当地区で、中心となる担い手への農地の計画的な集積を行うことで、優良農地の維持と担い手の育成を図っていく。

・併せて、椎茸や甘酒の加工販売等6次産業化の取り組みを更に図っていく。

④ 曾根地区

・地域の中心となる経営体に農地集積や集約を行うことで、優良農地の維持、担い手の規模拡大及び効率的な農業経営を図っていく。

⑤ 西中地区

・中心となる担い手へ農地の計画的な集積を行い、優良農地の維持と担い手の育成を図る。

(別紙)

⑥ 石田地区

- ・ 中心となる担い手への農地の計画的な集積を行うことで、優良農地の維持と担い手の育成を図っていく。
- ・ 花卉の生産が活発であり、今後も積極的な戦略を図っていく。

⑦ 母原・引地地区

- ・ 水稻と野菜の複合経営をしている農家が多く、野菜は主に直売所で販売している。
- ・ 各農業者が所有農地を耕作していく意識が高い。また、現在は農業従事していない子息等が、将来、後継者となる期待がある。
- ・ 一方で耕作放棄されている農地もあり、解消手段のひとつとして、新規就農者による耕作が期待されている。

⑧ 安屋中谷地区

- ・ 担い手への農地集積。